

令和2年度 特別養護老人ホーム第2 愛港園 事業計画

社会福祉法人みなと寮

1. 法人の理念

- (1) 利用者一人ひとりの人格・人権を尊重し、自立支援を旨として社会福祉の増進に努めます。
- (2) 利用者本位の立場に立ち、常に笑顔でサービス提供し、顧客満足を追求します。
- (3) 「福祉の情報発信源」「地域交流の場」として地域福祉の拠点となり、社会貢献に尽くします。

2. 法人の基本方針

- (1) 積極的な情報公開を行い、透明性のある運営を行います。
- (2) 法令遵守に徹底し、個人情報保護に努めます。
- (3) 職員は常に目標・ビジョンを持ち、継続的に業務改善に真摯に取り組み、自己改革・自己実現を目指します。
- (4) 社会福祉法人としての専門性を生かし、常に「well being」を実践しつづけます。

3. 施設の基本方針

- (1) ホームページを活用し情報公開、情報開示に積極的に取り組むとともに、施設広報誌「第2 愛港園便り」を用いて日々のサービス内容やイベントの様子を公開していきます。
- (2) 虐待防止、身体拘束廃止、人権擁護を推進して、人に優しいサービスを提供します。
- (3) 認知症ケアについての知識と技術を学びケアの充実を図ります。
- (4) 職員の育成と離職防止に向けた働きやすい職場環境を作っていきます。
- (5) 看取り介護を充実させていきます。
- (6) 法令遵守（コンプライアンス）を徹底し、働きやすい職場の創出と公正なサービス提供に努めます。

4. 運営指針

法人理念・基本方針を基軸に、変化する社会福祉関連法などを正確に熟知し、適切なサービスを提供していきます。

- (1) 短期運営指針・数値目標

【経営】

安定的な経営基盤の確保のため、利用率 97%以上を目指し、サービスの向上と運営の健全化を図っていきます。

す。施設会計については、会計監査法人による外部監査を実施し、透明性を確保していきます。

【利用者サービス】

利用者の状態は1日の中でも変化し、課題や困難・不安を抱えながらもその人らしく生活してもらうために人権擁護を推進し、思いやりを大切にしたい安心できる環境を作り一人一人に寄り添った支援を提供していきます。

また、2018.12.19-20に初めて福祉サービス第三者評価を受審（府社協福祉サービス第三者評価センター）し多くの改善点が見つかり、家族の皆様からも貴重な意見をいただきました。この結果を受けて真摯にサービスの質の向上を図っていきます。

【地域公益活動】

地域における関係者との連携の中で課題を発見し様々なニーズにきめ細かく柔軟に解決していくために有する機能を最大限に提供していきます。

また、居宅サービス計画で行うことになっていない、家庭の事情等による緊急ショートステイを積極的に受け入れていきます。

【職員確保と育成】

法人本部と連携し各学校への訪問、広告媒体やホームページの活用等のほか、多様な求人サイトを充実させることで新卒及び中途採用の生活支援員の確保に努めます。人材育成については介護の質の向上が目的であり、法人の理念・基本方針を理解し、事業所の使命・達成すべき個人の目標を的確に把握し、継続的に改善していくことで組織の一員となれるよう個々の育成を図り、認知症介護実践研修（実践者研修、実践リーダー研修など）を積極的に受講し、認知症介護の専門的ケアの充実を努めます。

【建物・設備】

基幹設備の耐用年数に留意し、施設機能のための計画的な機器の改修・更新や建物の維持管理に努めます。

(2) 中長期運営指針

【高齢者の尊厳を支えるケアの構築と実践】

・介護サービス提供の基本姿勢として、高齢者の人権を尊重した丁寧な介護を行っていきます。

・認知症ケアについての知識と技術を学び、専門的な認知症ケアを提供します。

・サービスの質の確保と向上を図り、高齢者の尊厳を支えるケアを日常的に提供します。

・虐待防止、身体拘束廃止、人権擁護を前面に押し出し

た人権に敏感な施設づくりをおこないます。

【リスクマネジメントの確立】

・リスクに関するデータ収集（事故・ヒヤリハット報告書）とそのデータ解析を通じた事故防止策を徹底し、安全で住みよい生活を提供していきます。

・管理運営面の様々なリスク管理についても十分に検討し対応できる態勢を作っていきます。

【情報公開による透明性の高い事業運営】

ホームページ等を通して積極的な情報発信をすすめていくことで、事業運営の透明化を図り、利用者サービスの質の向上に取り組んでいきます。

【サービスの質の永続的改善】

利用者個々の状況において想い・希望・不安等は刻々と変化し、喜怒哀楽の感情をコントロールすることが困難なケースが多くみられています。利用者にとって安心して生活できる環境を目指し、認知症ケアについての知識と技術を学び専門的な認知症ケアを継続して提供していくとともに、常に利用者本位の立場からサービスの永続的な改善に取り組んでいきます。

【建物・設備の修繕】

建物については経年とともに修繕箇所が増えてきていますのでより丁寧に使い、改築も含めた資金の計画的積み立てを行っていきます。

5. 介護サービスの基本的な考え方

(1) 利用者満足度の追求・苦情への対応

認知症高齢者は病状・程度等は個人によって異なり、出現する周辺症状・精神症状も複雑・多様であり、日常生活動作能力・知的能力も異なります。また、その時々により理解力・判断力等は異なり容易に変化します。このような認知症高齢者に対しては「認知症高齢者の心の向き（何を望んでいるのか、どうしたいのか等）を把握した上でそれに沿ってその認知症高齢者の生き方を援助していく」事が基本になってきます。そのためにも、ご本人やご家族・関係者の希望などに基づいたサービスを提供していきます。

また、事業内容についてはアンケート調査を実施するとともに、事業所内に意見箱を設置し苦情や要望が出しやすい環境を整備します。

(2) 健康維持管理サービス

認知症高齢者は、生活において起床・洗面・更衣・入浴・排泄等の身につけていた生活習慣が失われていくことが多いので、これらの生活習慣をできるだけ維持していくことができるようにします。洗面や理・美容により、身だしなみを整え、人間らしく生活することを大切にしていま

す。

また、起床時・毎食後に口腔清潔（歯みがき・義歯洗浄・うがい）を行うことにより、食物残渣物等を取り除き口腔内を清潔に保つと共に口腔内や自歯・義歯に異常がないか確認し、口腔機能低下防止に努めます。

(3) 食事サービス

2019年度から委託給食業者（日清医療食品）と契約を結び、連携を取りながら食事サービスの質の向上を図っていきます。基本は委託給食業者の献立になりますが、個人の嗜好や行事食を取り入れた献立をたて利用者の栄養のバランスを考えた食事を提供していきます。

(4) 余暇活動等

余暇活動については機能回復訓練という考え方ではなく、個人の趣味や楽しみを尊重した活動を企画していきます。

また、個別のケアや各種療法を取り入れる事で身体的・精神的な中核症状から伴う周辺症状（行動・心理症状：B P S D）の予防的タイミングや安定を図る様なプログラムも取り入れていきます。

(5) サービス向上

サービスの資質向上にむけ、事業所内外の研修に積極的に参加できるよう努力します。研修項目として「認知症の研修、個人情報保護（プライバシーの保護）の研修、身体拘束排除のための研修、倫理・法令遵守（コンプライアンス）、感染症及び食中毒に関する研修、人権研修等」を実施し、研修等で得た情報は、報告・伝達を確実にを行い職員全員のものになるようにします。

また、サービスの質の向上のために毎年自己評価を実施し、介護サービス情報及び第三者評価受審結果を積極的に公表し利用者やその家族等が今後、サービスを受ける際の情報として利用できるようにします。

(6) 人権重視のサービス提供（身体拘束ゼロ・虐待防止の推進）

高齢者に対する虐待は家庭や施設等で身近な問題として存在します。「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づき、誰もが直面し得る人権問題として捉えるとともに、特に介護に携わる専門職は、高齢者の尊厳を支える利用者本位のより良いケアの実現を目指すことが求められており、この問題を充分認識し、高齢者虐待の防止に積極的に取り組んでいきます。また、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとします。

6. 配置される職員体制について

(1) 求める職員像・適正人員体制

認知症ケアではその人を中心にしたケアの重要性が指摘されており、介護の専門職が個人の尊厳を損なわず、個人を尊重したケアを実践することを指しており、利用者の尊厳を基本とした基本理念の実践が職員に求められています。基本理念の実践は、継続的・計画的に教育していくことで培われサービスの向上につながっていきます。

人員体制については生活支援員（介護職員）と看護職員の合計職員が、利用者実数で3対1の配置を確保していきます。

(2) 会議・委員会・研修

毎月の職員会議・ケース会議・職員研修等においてサービス内容の検討や改善、情報交換等をおこない、組織として統一された意識を持ちよりよいサービスを提供していきます。

【会議】

- ①職員会議[月1回] (理念と基本方針、行事实施、重要課題検討、状況把握、事業計画策定等)
- ②給食会議[月1回] (委託給食業者との調整、イベント食の確認等)
- ③防災会議[月1回] (職員の防災意識の向上、防災訓練の企画と実施等)
- ④サービス検討会議[月1回] (サービス内容についての見直し及び検討)
- ⑤入所判定会議[月1回以上] (入所率、待機者確認、個別入所選考等)
- ⑥法人内施設連絡会議[随時] (法人内の全施設、全事業所の幹部職員による経営検討、収支報告、課題検討、福祉情報等)
- ⑦法人内介護保険事業部会議[月1回] (法人内の介護保険施設、事業所の幹部職員による収支報告、職員配置、課題の検討等)
- ⑧法人内研修企画部会議[随時] (研修企画、実施等)
- ⑨法人内事務長クラス会議[随時] (法人及び各施設の課題検討等)
- ⑩法人内主任会議[隔月] (各施設の課題の比較検討等)
- ⑪法人内栄養士会議[隔月] (各施設の献立比較、各施設の給食の取り組みと課題検討等)

【委員会】

- ①リスクマネジメント委員会[月1回] (転倒転落、誤嚥、誤薬防止、ヒヤリハット分析と対応)
- ②身体拘束廃止委員会[月1回] (身体拘束廃止取り組

み等)

- ③虐待防止委員会[月1回] (人権意識の向上、虐待防止研修、不適切ケア対策等)
- ④褥瘡予防委員会[月1回] (褥瘡予防の取り組み)
- ⑤苦情解決委員会[随時] (苦情解決、意見箱の意見への回答等)
- ⑥感染症・食中毒予防対策委員会[随時] (インフルエンザ等の予防、食中毒防止等の対策)
- ⑦マニュアル管理委員会[随時] (マニュアルの見直し、改訂)
- ⑧広報活動委員会[随時] (第2 愛港園たよりの発行、ホームページの更新等)

(3) 法人内事業部・事業所間の連携

法人内の介護保険事業所が同じ敷地内に立っており、居宅介護支援事業所・介護保険施設という、高齢者に対するサービスを一体となつてご利用頂くことが可能です。地域の高齢者が安心して過ごす事のできるサービスの拠点として、各施設・事業所が連携を強化し、ささいな事でも相談に乗り、穏やかで安心して過ごす事のできる環境で生活を送って頂けコミュニティ作りに努めます。

7. 危機管理

(1) 事故防止等安全対策

利用者に重大な被害を及ぼす事態やおそれがある場合、利用者の生命や身体及び安全を守ることに徹します。また、サービスを提供するにあたり事故ゼロ報告を活用し、リスク要因の収集に努めるとともに、事故発生時においても分析による迅速な改善策を講じていきます。

(2) 個人情報保護・情報管理の徹底

個人情報の取り扱いについては当法人で定める個人情報に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき関係法令を遵守します。利用に際し個人情報の種類、利用目的、利用方法、提供方法等を明確にし、契約時に十分に説明と同意を得ることで個人情報保護への積極的な取り組みを実行し、人権意識の向上を図っていきます。

(3) 防災災害等緊急時の対応

出火防止、災害防止のため、毎月1日を防災の日と定めて防災設備・備品等の点検管理を行い、備蓄食料や物品を確保し定期チェックを行っていきます。

また、緊急時に備え職員の体制を整え、緊急対応マニュアルを理解・習得することで人命保護を最優

先に行動できるよう努めます。災害時の被害を最小限にとどめるため、通報連絡・避難誘導・消火の訓練等、同敷地内の介護保険施設と合同にて行います。

(4) 防犯に関する体制対策

不審者の侵入を未然に防止するために、施設設備の整備・施錠の日常点検を徹底し、職員等による緊急時の対応体制の整備や同敷地内の介護保険施設との連携を強化し、利用者の安全確保に努めます。

令和2年度 第2愛港園事業計画

	ケアの重点項目	レクリエーション	保健衛生サービス
4月	施設外活動促進月間	お花見 造幣局の通り抜け	個別体調確認
5月	施設外活動促進月間	外出レク	春季健康診断
6月	利用者個人の状態の把握 施設外活動促進月間	外出レク	食中毒予防月間
7月	利用者健康促進月間	七夕祭り	食中毒予防月間
8月	利用者健康促進月間 家族連絡調整 帰省（お盆） 家族懇談会	納涼会	食中毒予防月間 脱水防止月間 帰省時の保健指導
9月	敬老月間 地域交流促進月間	敬老祝賀会 地域敬老祝賀会	食中毒予防月間 脱水防止月間
10月	施設外活動促進月間	地域交流 外出レク	秋季健康診断
11月	施設外活動促進月間	外出レク	精神衛生月間
12月	家族連絡調整 帰省（年末・年始） 家族への近況報告	クリスマス会 もちつき	個人体調確認 インフルエンザ、ノロウイルス予防 帰省時の保健指導
1月	利用者健康促進月間	新年祝賀会 初詣 書き初め大会	インフルエンザ、ノロウイルス予防 循環器疾病要注意月間
2月	利用者健康促進月間	節分	インフルエンザ、ノロウイルス予防 循環器疾病要注意月間
3月	生活援助の総括	ひな祭り	耳の衛生月間
定例	家族への預り金収支報告（年4回） ケアプランの作成・見直し及び、カンファレンス（随時） ラジオ体操（毎日1回）	誕生会（月1回） 誕生者食事会（随時） グループワーク	体重測定（月1回） 血圧測定（月1回） 全館消毒（毎日）

	食 事 サ ー ビ ス		災 害 対 策
	栄 養 関 係	特 別 献 立	
4 月	嗜好調査	花祭り	消防計画書策定 管理者教育 新任職員対象防災機器の取扱説明 防災設備総合機器点検
5 月	残食調査	こどもの日	視聴覚指導 防災訓練(消防署立会) 地震災害応急対策訓練
6 月	食中毒防止強化月間 食事形態チェック		
7 月	嗜好調査	七夕 土用の丑	防災訓練(夜間想定)
8 月	帰省時の栄養指導 残食調査		
9 月	食中毒防止強化月間	十五夜 敬老の日	防災月間 防災訓練(日中想定)
10月	嗜好調査	ハロウィン	地震災害応急対策訓練 防災設備機器点検 港区自衛消防競技会
11月	残食調査		防災訓練(夜間想定) 秋季全国火災予防運動 視聴覚指導
12月	食中毒防止強化月間	クリスマス 冬至	年末年始災害防止 特別警戒
1 月	嗜好調査	元旦 七草粥	年末年始災害防止 特別警戒 防災訓練 (地震津波想定)
2 月	残食調査	節分 バレンタイン	
3 月	食中毒防止強化月間	ひな祭り	春季全国火災予防運動 防災訓練(夜間想定)
定 例	栄養指導に関する話(月1回) 誕生会(月1回) ティータイム(毎日2回)		防災会議(月1回) 防災訓練(1回/2ヶ月) 防災設備自主点検 (月1回)

令和2年度 第2愛港園職員研修会

	研 修 内 容
4月	令和2年度事業計画
	接遇マナー向上
5月	福祉用具の取り扱い
	認知症ケアの基本
6月	高齢者の疾病
	記録・報告書の書き方
7月	食中毒予防
	身体拘束廃止
8月	褥瘡予防
	緊急時対応
	介護保険制度について
9月	防災訓練・災害時対応
	高齢者の人権尊重
10月	感染症予防対策
	コンプライアンスの徹底
11月	誤嚥性肺炎の予防
	栄養ケアマネジメント
	口腔ケア
12月	個人情報保護とプライバシー保護
	リスクマネジメント
	メンタルヘルス
1月	権利擁護・成年後見人制度
	虐待防止
	腰痛予防
2月	接遇マナー向上
	苦情解決
3月	看取り（ターミナルケア）介護指針と総括
	ケアマネジメントについて
	行事・レクリエーション等の総括

令和2年度の保健衛生に関する標語

令和2年	4月～5月	自然に触れ親しみ気分転換を図りましょう。
	6月～7月	温かくなってくる時期です、積極的に身体を動かしましょう。
	8月～9月	暑い季節です、水分をしっかり摂りましょう。
	10月～11月	夏の疲れが出る時期なので睡眠を充分にとりましょう。
令和2年3年	12月～3月	感染症予防のため日頃から手洗い・うがいに努めましょう。

令和2年度 栄養四季別標語

令和2年	4月～6月	適度に運動・美味しい食事。
	7月～9月	こまめな水分補給で熱中症予防。
	10月～12月	感染症ひとりひとりの心がけ。
令和3年	1月～3月	冬こそ大切、水分補給。

令和2年度 生計困難者に対する支援相談事業 事業計画

社会福祉法人みなと寮

1. 位置づけと目的

大阪府社会福祉協議会老人施設部会の「老人福祉施設における社会貢献事業実施要項」に基づき、社会福祉法人として明確な公益活動を実践するため、地域の援護を必要とする方に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行之、相談活動を行う中で、援護を必要とする方の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつなぐこととします。そして、生活保護等の既存制度では対応できない方で、経済的困難により医療や介護等の必要なサービスの利用が阻害されている方がいる場合、その費用等の全部または一部を支援する経済的援助を行います。

2. 事業趣旨

施設の持つ専門的援助技術や相談機能を活用し、総合生活相談を行います。地域の諸機関と連携し、要援護状態の発見や諸施策へのつなぎの努力を行います。要援護状態にある方々の自立生活を支援するため、必要なサービス費の援助を行います。

3. コミュニティソーシャルワーカーの配置並びに訪問相談活動

この事業の実施にあたり、コミュニティソーシャルワーカーを配置します。コミュニティソーシャルワーカーは、老人福祉施設内の介護支援専門員、あるいは在宅介護支援センター、診療所などの人材、機能と連携し地域の要援護者に対して医療も含めたさまざまな相談活動を継続して行うものとし、所得や生活状況、生活上の課題を把握した上で種別や制度の垣根にとらわれることなく、心理的不安を取り除き、必要なサービス斡旋、経済的援助を行うために、地域向けの相談活動を担当する者となります。

4. 経済的援助の対象

4-1 経済的援助の対象となる方

生活困難により、

- ①医療費の負担が困難な方
- ②介護サービス費の負担が困難な方
- ③成年後見人を定める費用負担が困難な方
- ④必要とするサービスが受けられない方
- ⑤上記に類似する方

4-2 経済的援助の対象とならない方

- ①既に施設に入所している方
- ②介護サービスの上乗せ分を利用しようとする方
- ③借入金、滞納金の返済にあてようとする方
- ④相談活動を行わない、申請による方
- ⑤日常生活費の支給を求める方

⑥上記に類似する方

5. 経済的援助の期間

1事例あたりの最長援助期間は、概ね3ヶ月とします。この間にコミュニティソーシャルワーカーは、他制度との調整、つなぎに努めます。3ヶ月を経過し、さらに援助が必要と思われる場合は、大阪府社会福祉協議会内の基金運営委員会で検討の上決定されます。

6. 経済的援助の支払限度額

経済的援助を行う際、1事例あたりの支払限度額は概ね10万円とします。これを超える額の援助が必要と思われる場合は、大阪府社会福祉協議会内の基金運営委員会で検討の上決定されます。

7. 経済的援助の決裁権者

経済的援助を行う際の決裁権者は、援助を必要とする事例を担当したコミュニティソーシャルワーカーの所属する施設長とします。

8. 資金の流れ

この事業をすすめるにあたり、大阪府社会福祉協議会内に老人施設部会社会貢献基金が設置され、府内各老人施設から特別会費（社会貢献事業会費）を徴収し、当該会費を管理し、必要に応じて執行しています。コミュニティソーシャルワーカーは、所定の手続きで基金へ申請し、基金から施設を通じて、各サービス提供事業所に支払うものとします。原則として、本人への現金支給は直接行いません。

9. 個人情報保護

個人情報保護法に基づき、個人の権利利益の保護のために、利用者等から提供された多数の個人情報について利用目的の同意を得る等、適正・慎重に取り扱うための管理体制を構築します。